



Accredited
Training School

KINOSHITA AVIATION CONSULTANTS

Website: <http://www.airtransport-tozai.com>

2016年の貨物としてのリチウム・バッテリー（最新改訂版 2016年2月23日）

リチウム電池の規定に関する変更点 その III
2016年4月1日より実施

【訳者注: Mr. David Brennan, IATA Asst. Director Cargo Safety & Standards よりのメールの翻訳】

各位殿：

昨日(2月22日)、ICAO 理事会 (ICAO Council) は航空委員会 (Air Navigation Commission) より勧告のあったリチウム・イオン・バッテリー UN3480 のみを貨物として旅客機に搭載することを暫時禁止すると言う勧告を承認した。

この禁止令は 2016年4月1日より発効する。変更点の詳細は別紙を参照すること。

ICAO は数日の内に 2015-2016 年技術指針 (Technical Instructions) の Addendum 4 を発行する。我々 IATA もその時に危険物規則書第 57 版の追補版を発行する。

各位はこの情報をリチウム・バッテリーの積み出し、取扱いに従事しているすべての人に知らせて欲しい。

敬具

David Brennan
Asst. Director Cargo Safety & Standards
International Air Transport Association
33. Route de l'Aéroport, 1215 Geneva 15 Airport,
Switzerland

2016年の貨物としてのリチウム・バッテリー アップデート その III (2016年2月23日)

リチウム・イオン・バッテリーに対する追加の変更点

本年2月22日に ICAO Council (ICAO 理事会) は ICAO Air Navigation Commission (ANC・航空委員会)が勧告していた UN3480 包装基準 PI965 のリチウム・イオン・バッテリーを暫時旅客機に貨物として搭載することを禁止する勧告を採択した。この禁止令は、器具と同梱、もしくは器具に装着されているリチウム・イオン・バッテリー UN3481, PI966 並びに PI967 には適用にならない。

禁止令は 2016 年 4 月 1 日より発効する。同時にリチウム・イオン・バッテリー UN3480 PI965 はそれらの所定容量の 30%を超えない充電率で出荷しなければならないこと、並びに、IATA 危険物規則書第 57 版に対して 1 月 19 日に発行した Addendum に掲載されている変更点も実施になる。

今週の内に新たにもう一つの Addendum を発行して ICAO 技術指針の Addendum 4 と整合性を持たせる。DGR に対する追補版は次の IATA ウェブサイトからダウンロードできる。

<http://www.iata.org/whatwedo/cargo/dgr/Pages/download.aspx>

2016 年 4 月 1 日実施になるリチウム・バッテリーに関する変更点は下記のとおりである。

リチウム・バッテリーの規定の変更点 2016 年 4 月 1 日実施

1. UN 3480, PI 965, Section IA 並びに Section IB のリチウム・イオン・セル及びバッテリーは、当該セル及びバッテリーの所定容量の 30%を超えた充電率 (State of Charge - SoC) で輸送の為に提供してはならない。所定容量の 30%を超えた充電率での輸送を意図する場合は、発地国政府並びに運送人の所属する国の政府の書面による許可がないかぎり輸送は認められない。

UN3480, PI965, Section IA 並びに IB は旅客機での輸送は禁じられる。すべての包装物には規則で要求されているマークやラベルに加えて、CAO ラベルが貼られていなければならない。

Note: 所定容量を特定するための指針と方法は UN Manual of Tests and Criteria, 5th Revised Edition, Amend 1 and Amend 2, Section 38.3.2.3 (国連の試験と基準のマニュアル、第5改訂版、改訂 1 並びに 2, Section 38.3.2.3) を参照のこと。

2. UN 3480, PI 965, Section II のリチウム・イオン・セル及びバッテリーは、当該セル及びバッテリーの所定容量の 30%を超えた充電率 (State of Charge - SoC)で輸送の為に提供してはならない。

PI 965 Section II で準備された包装物は旅客機での輸送は禁じられている。すべての包装物には規則で要求されているマークやラベルに加えて、CAO ラベルが貼られていなければならない。

荷送人は一件の貨物として、Section II に従って設えた包装物を 1 個を超えて輸送の為に供してはならない。

オーバーパックに PI 965 Section II に従って設えた包装物を 1 個を超えて収納してはならない。オーバーパックに包装物を収納したときは、本包装基準で要求されているリチウム電池取扱いラベル及び CAO のラベルが外部から目視できるか、オーバーパックの外表面に貼り付けなければならない。オーバーパックには “OVERPACK” という文言が提示されていなければならない。

3. UN 3090, PI 968, Section II について、荷送人は一件の貨物として、Section II に従って設えた包装物を 1 個を超えて輸送の為に供してはならない。

オーバーパックに PI 968 Section II に従って設えた包装物を 1 個を超えて収納してはならない。オーバーパックに包装物を収納したときは、本包装基準で要求されているリチウム電池取扱いラベル及び CAO のラベルが外部から目視できるか、オーバーパックの外表面に貼り付けなければならない。オーバーパックには “OVERPACK” という文言が提示されていなければならない。

4. PI 965 Section II 並びに PI 968 の Section II で従って設えた包装物を運送人に提供する時は、他の貨物と別けて搬入しなければならない。運送人に提供する前に Unit Load Device (ULD) 等に積み付けて搬入してはならない。

質問のある方は IATA 危険物サポートチームもしくはキノシタ・エビエーション・コンサルタンツまで問い合せください。

www.iata.org/lithiumbatteries (IATA 英語)

dangood@iata.org (IATA 英語)

www.airtransport-tozai.com

(キノシタ・エビエーション・コンサルタンツ 日本語)

benkinoshita@aol.com

(キノシタ・エビエーション・コンサルタンツ 日本語)

以 上